令和7年6月 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$

(名称) 小野市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小野市には、公共交通として、鉄道(JR、神戸電鉄、北条鉄道)、路線バス、コミュニ ティバスが運行している。これらの公共交通機関は、市民の日常生活に必要不可欠な移動 手段として利用されている。しかし、少子高齢化の進展や自動車の普及などによる利用者 の減少により、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。今後もさらに高齢化が進む と予想されている中で、活気があり、安心して生活できるまちづくりのためには、地域公 共交通の必要性が一層高まってくることとなる。

ついては、それぞれの公共交通機関が連携し、公共交通ネットワークを構築することで、 利便性が高く、効率的で効果的な公共交通システムを構築することを目指す。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1)事業の目標

小野市内を運行するコミュニティバスの目標を次のとおりとする。 なお、(2)は幹線系統(路線バス)の実績値を含む市内バス路線における目標値とする。

(1) 利用者数 全体年間利用者数 211,000 人以上 (令和 8 年度)

65歳以上の高齢者の年間利用者数 98,500人以上 (令和8年度)

72,500 人以上 (令和8年度)

一般利用者の年間利用者数 253 円/人・年 (令和 8 年度) (2) 公的資金投入額

(3) 収 支 率 6% (令和8年度)

※小野市地域公共交通計画 P88~91 参照

(2) 事業の効果

交通空白地域と市内中心市街地及び主要施設を結ぶ運行をコミュニティバスが担うこと により、交通空白地域の住民等の交通手段を確保するとともに、市街地における活性化や 新たなコミュニティ活動の醸成を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1)実施事業:総合時刻表の作成(小野市地域公共交通計画 P78 参照)

事業内容:らん♡らんバス(コミュニティバス)、デマンドバス、神姫バス、神戸 電鉄、JR加古川線、北条鉄道についての総合時刻表を作成すること

による市内公共交通機関の利便性向上

実施主体:小野市地域公共交通会議

(1) 実施事業:ワーキンググループ会議開催(小野市地域公共交通計画 P85 参

照)

事業内容:各自治会から選出されたワーキンググループ委員の方々と市内公共交

通全般に関する協議を行うことにより、公共交通利用者の意向を反映

した実効性の高い施策推進を図る。

実施主体:小野市地域公共交通会議

(1) 実施事業:小学生以下、65歳以上、障がい者のらん♡らんバス運賃無料

(平成18年4月~実施)

事業内容:らん♡らんバス(コミュニティバス)は福祉施策の一環として運行して

いることから、上記の方々について運賃を無料とすることにより、利

用促進を図る。

実施主体:小野市

別 紙(地域内フィーダー系統)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

費用の負担者:神姫バス株式会社

なお、小野市から運行事業者へ支出する補助金については、運行経費(約 1.4 億円)から、運送収入及び国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

(1) 評価手法:利用実績(利用者数)による定量評価

測定方法:運行事業者が日単位で利用実績(利用者数)を計測

(2) 評価手法:利用実績(利用者数)及び支援実績(補助額)による定量評価

測定方法:(1)における実績及び市から事業者への補助額により1人あたりの公的資

金投入額を算出 ※幹線系統(路線バス)を含む

(3) 評価手法:利用実績(収支率)による定量評価

測定方法:運行事業者が1年度間に要した経費に対する運賃収入の割合を算出

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

更なる利便性向上の観点から、市内公共交通ネットワークを拡充するため、バス車両の増車を行い、市民への安定した公共交通サービスの確保を図る。

また、現在補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでいるため、利用者の安全性確保のために、新たに車両を購入し、更新を行う。

別 紙(地域内フィーダー系統)

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

(1) 事業の目標

小野市内を運行するコミュニティバスの目標を次のとおりとする。 なお、(2)は幹線系統(路線バス)の実績値を含む市内バス路線における目標値とする。

(1) 利用者数 全体年間利用者数

211,000 人以上 (令和8年度)

65 歳以上の高齢者の年間利用者数

98,500 人以上 (令和8年度)

一般利用者の年間利用者数

72,500 人以上 (令和8年度)

(2) 公的資金投入額 253 円/人・年 (令和8年度)

(3) 収 支 率 6% (令和8年度)

※小野市地域公共交通計画 P88~91 参照

(2) 事業の効果

(事業の効果)

- ①令和3年1月に購入した車両については、老朽化の進んでいる車両を更新し、利用者の安全性・快適性を確保・維持することを目的としている。
- ②令和3年10月に購入した車両については、今後更なる高齢化により需要が高まると考えられるコミュニティバスの利便性の向上、市内交通ネットワークの充実のための便数拡充を目的としている。(小野市地域公共交通計画 P66 参照)
- 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方 式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6を添付

なお、車両の取得に係る購入費用総額のうち、小野市から運行事業者への補助金額については、購入費用総額から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1)事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

小野市地域公共交通会議開催状況

- ・平成21年 3月 4日 小野市地域公共交通会議設置要綱の制定等について
- ・平成21年12月 1日 小野市地域公共交通総合連携計画の策定について
- ・平成22年 2月22日 小野市地域公共交通総合連携計画案について
- ・平成23年 3月24日 平成22年度事業報告及び平成23年度事業計画について
- ・平成24年 1月18日 地域公共交通活性化再生総合事業に関する事後評価について
- ・平成24年 3月28日 市内路線バスのコミュニティバスへの運行移行について
- ・平成24年 8月20日 平成24年10月ダイヤ改正について
- ・平成25年 4月26日 平成24年度コミュニティバス運行実績について
- ・平成25年 6月25日 小野市地域公共交通総合連携計画案について
- ・平成25年 8月28日 平成25年10月1日ダイヤ改正について
- ・平成25年11月25日 平成26年1月6日ダイヤ改正について
- ・平成26年 8月19日 平成27年1月2日ダイヤ改正について
- ・平成27年 5月21日 小野市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成27年10月21日 平成28年1月2日ダイヤ改正について
- ・平成27年12月21日 小野市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成28年 6月17日 平成28年8月1日ダイヤ改正について
- ・平成29年 4月27日 平成29年度歳入歳出予算等について
- ・平成29年 7月 7日 平成29年9月1日ダイヤ改正について

平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・平成30年 5月15日 平成30年7月1日ダイヤ改正について

平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 元年 5月22日 令和元年度歳入歳出予算について

令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 元年11月21日 「らん♡らんバス」への中型バス導入について

令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 等

・令和 2年 3月 2日 令和2年5月7日ダイヤ改正について

令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 等

・令和 2年 7月14日 令和2年度歳入歳出予算について

(書面開催) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 3年 4月 7日 「小野市地域公共交通計画(案)」に係るパブリックコメン (書面開催) トの実施について

・令和 3年 6月14日 令和3年度歳入歳出予算について

令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 4年 6月22日 令和4年度歳入歳出予算について

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 5年 6月20日 令和5年度歳入歳出予算について

令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 6年 6月21日 令和6年度歳入歳出予算について

令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

・令和 6年12月18日 コミュニティバスの運行ルート等の変更について

(書面開催)地域公共交通計画変更認定申請について

・令和 7年 6月18日 令和7年度歳入歳出予算について

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

19. 利用者等の意見の反映状況

①各自治会から選出されたワーキンググループ委員に対しコミュニティバスの意見聴取 を行い事業計画に反映

調査対象:各自治会から選出されたワーキンググループ委員(36名)

調査方法:ワーキンググループ会議開催による意見聴取

- 調査期間: 令和6年11月(全5回)

・反映状況:ワーキンググループ会議では、「らん♡らんバス(コミュニティバス)は交

通弱者にとって有効な交通手段である」との意見がある一方で、「児童の通 学手段として新たなルートを設置してほしい。」などの要望が出たため、本 計画年度においては、今後実施するダイヤ改正への反映を検討する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

R9年度~計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

地域内フィーダー系統の基準適合 運行系統 (別表7・別表9・別表10) 計画 計画 系統 運行系統名等 進 続 運送予定者名 市区町村名 運行 運行 (申請番号) 補助対象地域間幹 キロ程 基準ホで該 基準ハで該 日数 回数 起点 経由地 終点 運行態様の別 当する要件 線系統等と接続の 当する要件 措 措 (別表7・9) (別表7のみ) 19.3 km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 (2)(2)(1) 北回り循環(時計回り) 路線定期運行 小野市役所 黒川西 小野市役所 363日 778回 循環 km 19.3 km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 2(2) (2) 北回り循環(反時計回り) 黒川西 小野市役所 363日 1089回 路線定期運行 循環 km 往 4.7km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 路線定期運行 (2)(2)(3) 北スクール1(往路) 北丘町 黒川西 259日 129.5回 電鉄小野駅 復 -小野商 往 神姫バスが運行する幹線バス 3 (1), (2)(2)坂下 路線定期運行 (4) 北スクール2(復路) 新開地 259日 129.5回 「社~明石駅線」における「小野 会議所 復 3.5km 商工会議所前」停留所と近接 北播磨総 往19.1km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 2(2) (5) 河合統合1(往路) 路線定期運行 土井病院入口 電鉄小野駅 156日 156回 医療セン 復 -北播磨総 往 -神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 (2)(2)(6) 河合統合2(復路) 路線定期運行 西山町 156日 78回 電鉄小野駅 医療セン ター 復19.4km 往 -神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 (7) 河合統合3(復路) 路線定期運行 2(2) 西山町 エクラ 電鉄小野駅 156日 78回 復15.6km 往 4.8km 2(2) 3 (8) 河合統合4(往路) 近津神社前 特別支援学校 259日 129.5回 路線定期運行 JR加古川線「河合西駅」と近接 復 -往 -神戸電鉄粟生線「粟生駅」と近 3 (9) 河合統合5(復路) 路線定期運行 (2)(2)粟生駅前 129.5回 特別支援学校 河合西駅前 259日 復 6.1km 北播磨総 往21.3km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 鴨池 (2)(2)鴨池1(往復) ゆぴか 104回 路線定期運行 医療セン 復21.3km 往 15.0km 3 2(2) 鴨池 エクラ 鴨池2(往路) ゆぴか 104日 52回 路線定期運行 JR加古川線「小野町駅」と近接 復 -往 -神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 (2)(2)鴨池 鴨池3(復路) 路線定期運行 鍬溪温泉前 電鉄小野駅 104日 52回 復15.3km 北播磨総 往15.4km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 2(2) 鴨池 鴨池4(往復) 103回 路線定期運行 1 医療セン 復16.0km 往 9.1km 神姫バス(株) 3 2(2) 小野市 鴨池5(往路) 鴨池 路線定期運行 小野町駅東 エクラ 51.5回 JR加古川線「小野町駅」と近接 復 -往 -神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 鴨池 (2)(2)鴨池6(復路) 路線定期運行 103日 51.5回 小野町駅東 電鉄小野駅 復12.2km 往21.8km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 2(2) (16) 山田•樫山1(往復) ゆぴか 樫山駅前 小野市役所 310.5回 路線定期運行 復21.8km 往18.4km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 (2)(2)大開1(往復) 310.5回 路線定期運行 小野市役所 栄町日吉町 万勝寺新田 207日 復18.4km 北播磨総 往20.8km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 中山 (2)(2)(18) 万勝寺1(往復) 208回 路線定期運行 下東条小学校 208日 医療セン 復20.2km 往14.9km 神姫バスが運行する幹線バス 1,2(2) 3 万勝寺2(往路) 中山 路線定期運行 エクラ 208日 104回 「社~明石駅線」における「鹿 野」停留所と近接 往 -神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 2(2) 四 万勝寺3(復路) 中山 電鉄小野駅 104回 路線定期運行 下東条小学校 208日 復16.4km 往24.9km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 (2)(2)うぐいす台 路線定期運行 (21) ひまわりタウン1(往復) 電鉄小野駅 154.5回 103日 -医療セン ター 復24.9km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 2(2) 3 (22) ひまわりタウン2(復路) エクラ 電鉄小野駅 51.5回 路線定期運行 復21.1km 北播磨総 往22.8km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 うぐいす台 2(2) (23) 中谷1(往復) 高山町 208日 312回 路線定期運行 合 医療セン 復22.8km 往19.0km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 中谷2(往復) 高山町 路線定期運行 2(2) うぐいす台 電鉄小野駅 311日 363.5回 復19.0km 往15.2km 神戸電鉄粟生線「小野駅」と近 3 2(2) (25)中谷3 エクラ 電鉄小野駅 うぐいす台 311日 155.5回 路線定期運行 復 -10.2 km 神戸電鉄粟生線「樫山駅」と近 3 匠台1 樫山駅前 榊公園南 311日 3110回 路線定期運行 (1, (2)(2))(26)循環 km 往 -神戸電鉄粟生線「樫山駅」と近接 3 テクノプラザ前 匠台2(復路) 155.5回 路線定期運行 (1, (2)(2))樫山駅前 匠台18番地前 311日 復 6.5km

市区町村名 兵庫県小野市

(単位:人)

	(ギロ:人)
	人口
人口集中地区以外	29,583
交通不便地域等	14,520

交诵不便地域等の内訳

通个民地以等の内部										
人口	対象地区	根拠法								
14,520	別紙の通り	局長指定								

地域公共父通計画、地域公共父通利便増進美施計画、地域旅各連送サービス継続美施計画の東定年 月日及び

特例適田閚始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小野市地域公共交通計画	令和3年6月25日	_

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別 イ ロ ハ			乗車定員	購入年月	利便 増進 特個 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
兵庫県 (小野市)	- 神姫バス(株) -	1	北回り循環(時計回 1~ 25,27 り)~匠台2(復路) ※匠台1除く	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	令和3年1月			一括
(小野市)	- 神姫ハヘ(株) -	2	北回り循環(時計回 1~ 25,27 り)~匠台2(復路) ※匠台1除く	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	令和3年10月			一括
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は<mark>プティバス</mark>の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定 要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。
- 5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補具	助対象車両の種	重別	購入年月	利便 増進 特例	運送 継続 特例	購入等の種別	
		号	(中明田 7)	1		/\			措置	措置	
		1	()								
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は<mark>プティバス</mark>の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定 要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両 保安基準第24条、第53条)。
- 3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。
- 5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和10年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便 増進 特個 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
		1	()	-		•					
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は<mark>プティバス</mark>の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定 要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両 保安基準第24条、第53条)。
- 3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。
- 5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。